

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

國分 紀子

パートタイマーに対する健康保険・
厚生年金保険の適用が拡大されます！



12

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務するパートタイマーに対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が始まります。さらに、4分の3未満であっても、次の5つの要件をすべて満たすパートタイマーの加入基準となります。

①の所定労働時間が、1週ではなく1ヶ月単位で定められており、例えば「1ヶ月80時間で勤務する」という労働条件であつたときは、80時間を12分の52で割つて算出し、この例では1週の所定労働時間20時間未満と算定されるので、健康保険・厚生年金保険に加入しません。

特定適用事業所に該当しない企業であつても、このたびの適用拡大が影響を及ぼす場合があります。それは、会社に「家族手当」があり、その配偶者にかかる支給要件に『健康保険の被扶養者と認定』と規定するケースです。



従来、パートタイマーは、「1日または1週の所定労働時間」及び「1ヶ月の所定労働日数」が通常の労働者の「1日または1週の所定労働時間」及び「1ヶ月の所定労働日数」の4分の3以上である場合に、健康保険・厚生年金保険に加入することになります。

「パートタイマーは年間収入が130万円未満なら、健康保険・厚生年金保険に加入しないでしょ？」と聞かれることが多いのです。

さて、この4分の3判が20時間以上であること、②雇用期間が継続して1年以上見込まれること、③月額賃金が8・8万円以上であること

トタイマーは、新たに健康保険・厚生年金保険に加入することとなります。

（國分労務事務所所長、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

パートタイマーは年間収入が130万円未満なら、健康保険・厚生年金保険に加入しなくてもいいのでしょ？」と聞かれることが多いのです。

従来、パートタイマーは、「1日または1週の所定労働時間」及び「1ヶ月の所定労働日数」が通常の労働者の「1日または1週の所定労働時間」及び「1ヶ月の所定労働日数」の4分の3以上である場合に、健康保険・厚生年金保険に加入することになります。

「パートタイマーは年間収入が130万円未満なら、健康保険・厚生年金保険に加入しないでしょ？」と聞かれることが多いのです。

トタイマーは、新たに健康保険・厚生年金保険に加入しません。

（國分労務事務所所長、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）